

	平成23年5月31日
担	厚生労働省大臣官房地方課
	課長 宮野 甚一
当	企画官 赤松 俊彦
	電話 03 - 5253 - 1111 内線 7255
	直通 03 - 3595 - 3052

平成23年度地方労働行政運営方針の策定について

厚生労働省は、本日付で「平成23年度地方労働行政運営方針」を策定した。

各都道府県労働局においては、この運営方針を踏まえつつ、各局内の管内事情に則した重点課題を盛り込んだ行政運営方針を策定し、計画的な行政運営を図ることとしている。

「平成23年度地方労働行政運営方針の概要」は以下のとおりである。

平成23年度地方労働行政運営方針の概要

1 平成23年度地方労働行政の課題

(1) 厳しい雇用環境下における雇用・生活安定の確保

求職者支援制度の創設、雇用保険の機能強化による公共職業安定所を拠点とした積極的就労・生活支援対策、在職中の非正規労働者の均衡待遇・正社員化の推進、失業者の正社員就職支援等により非正規労働者の多様な形態による正社員化の推進対策などにより、厳しい経済環境下における雇用・生活安定の確保を図る必要がある。

(2) 安心して働くことのできる環境整備

最低賃金の引上げ、ワーク・ライフ・バランス対策、労働者の安全と健康確保対策などにより、安心して働くことのできる環境整備を図る必要がある。

2 地方労働行政の展開に当たっての基本的対応

総合労働行政機関として地方公共団体、労使団体等との連携を図るとともに、地域の実態把握、コスト削減等を通じた計画的かつ効率的な行政運営を推進する。

3 平成23年度地方労働行政の重点施策

(1) 東日本大震災の被災者等に対する雇用・労働施策の実施

平成23年度補正予算等を踏まえ、雇用保険の給付や雇用調整助成金の活用により生活及び雇用の安定を図るとともに、復旧事業等による雇用創出や『日本はひとつ』しごとプロジェクトにより確実な就労支援・雇用創出に取り組む。

(2) 総合労働行政機関として推進する重点施策

○ 総合労働行政機関としての機能を地域の中で発揮していくため、地域に影響を及ぼす企業倒産、雇用調整が発生した場合、労働条件の確保、雇用の安定等を図るための総合的かつ機動的な対応を図るほか、次世代育成支援対策、派遣労働者の保護及び就業条件の確保対策、外国人雇用対策等の取組を推進する。

○ 緊急人材育成支援事業や求職者支援制度による職業訓練による再就職支援、ジョブ・カード制度の推進等、職業能力開発行政との連携を図り、一人一人が職業能力を発揮できる社会の実現に向けて取り組む。

(3) 労働基準行政の重点施策

○ 労働条件の確保・改善等

長時間労働の抑制や賃金不払残業の防止のための監督指導等の法定労働条件の確保、外国人労働者等の特定労働分野における労働条件の確保対策等を推進する。

○ 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金の周知徹底を図るとともに、最低賃金引上げに向けた中小企業への支援を行う。

○ 適正な労働条件の整備

長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進等を推進する。

○ 労働者の安全と健康確保対策の推進

メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策、交通労働災害・機械災害等の労働災害多発分野における防止対策、石綿健康障害防止対策を推進する。

○ 労災補償対策の推進

労災保険給付の迅速・適正な処理、精神障害等事案及び脳・心臓疾患事案に係る適正な処理を行う。

(4) 職業安定行政の重点施策

- 公共職業安定所を拠点とした積極的就労・生活支援対策（ポジティブウェルフェアの推進）

公共職業安定所における、求職者支援制度や担当者制による就職促進、住居・生活支援を推進する。

- 若年者雇用対策の推進

新卒者・既卒者に対する就職支援、フリーター等の正規雇用化の推進、職業能力開発施策との連携を通じて若者の就職に向けた総合的な支援を実施する。

- 高齢者雇用対策の推進

高年齢者雇用確保措置の未実施企業等に対する指導・助言、高年齢者等の再就職の援助・促進等を図る。

- 障害者雇用対策の推進

法定雇用率を満たしていない事業主に対する雇用率達成指導の厳正な実施、障害特性に応じたきめ細かな支援の実施、障害者雇用促進のための税制上の優遇措置の拡充、障害者の職業能力開発の推進等を図る。

- 外国人雇用対策の推進

外国人求職者の専門相談員及び通訳を配置し、安心して相談できる体制を整備するとともに、専門的・技術的分野の外国人の就業促進を図る。

- 安心して働ける雇用環境の整備

介護分野における雇用管理改善、住居を喪失した離職者等に対する相談支援等を推進する。

- 地域雇用対策の推進

全国的な取組の事例紹介や公共職業安定所の求人の円滑な充足、地方公共団体と連携した雇用機会の創出等を推進する。

- 地方公共団体との連携による就職支援

定期的に地方公共団体の雇用施策に関する情報を把握する等、相互の連携基盤を一層強化するとともに、ふるさとハローワークにおける地方公共団体と連携した職業紹介等を行う。

- 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

悪質な違反を犯す、違反を繰り返す派遣元事業主、派遣先に対して行政処分、勧告・公表の実施を含め厳正な対応を行う。

○ 雇用のミスマッチ縮小等のための雇用対策の推進

求人総量確保のための求人開拓と求人充足対策の強化、緊急人材育成支援事業により実施される長期失業の予防等の取組を行う。

○ 雇用促進税制の創設

雇用を増加させる企業に対し、法人税の税額控除などを行う雇用促進税制を地方公共団体とも連携しながら周知・推進する。

(5) 雇用均等行政の重点施策

○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

男女雇用機会均等法に基づく積極的な指導及び紛争解決の援助等を行うとともに、ポジティブ・アクションの促進や職場におけるセクシュアルハラスメント対策を推進する。

○ 「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施

改正育児・介護休業法を周知徹底し、法の履行確保が図られるよう指導等を実施するとともに仕事と家庭の両立の推進に関する周知啓発活動及び企業における次世代育成支援の取組の一層の推進を行う。

○ パートタイム労働者の働き・貢献に見合った公正な待遇等確保対策の推進

パートタイム労働法に基づく適切な指導及び紛争解決の援助等を行うとともに、均衡待遇・正社員化推進プランナーによる事業主支援を行う。

(6) 労働保険適用徴収業務の重点施策

労働保険料等の適正徴収を進め、収納率を向上させるとともに労働保険未手続事業一掃対策を推進する。

(7) 個別労働紛争解決制度の積極的な運用

個別労働紛争の迅速かつ適正な解決に向け、総合労働相談コーナーにおけるワンストップサービスの提供、助言・指導及びあっせん制度の的確な運用を図る。